

新潟市ふれあい健康センター指定管理者業務 特記仕様書
【工事休館中の業務基準】

新潟市ふれあい健康センター（以下、「センター」という）の指定管理者業務については、「新潟市ふれあい健康センター指定管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という）の規定のほか、施設の改修工事に伴う休館中については、この特記仕様書の定めにより行うものとする。

1. 工事を伴う休館期間（予定）

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

※工事の実施は議会議決後に正式に決定する。

2. 休館期間中の施設運営業務の基準

（1）業務日・業務時間

国民の祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く、月曜日から金曜日の9時から17時を原則の業務時間とする。

（2）業務の場所

① センター内での工事実施期間外

センター内に事務所を設置し、業務を行うこと。

② センター内での工事実施期間中

センター内に指定管理者の事務所を設置することができないため、指定管理者の負担で新潟市内に事務所を設置すること。事務所設置場所は指定管理者が選定し、市と協議の上決定すること。

なお、センター内での作業が必要な場合に限り、工事業者と協議のうえ、工事に支障のない範囲でセンター内での業務を行うことができるものとする。

（3）工事業者、市民等への対応業務

① 工事業者への対応業務

必要に応じて工事業者への対応を行うこと。

② 市民等への対応業務

電話による問い合わせ対応を行うとともに、工事に関することで利用者への影響が考えられる情報について、ホームページ等により迅速かつ適切に発信すること。

センター内の古紙回収拠点については、前述（1）の業務日・業務時間において、古紙の回収を受け付けることから、受付開始時間と終了時間における回収拠点（倉庫）の鍵の開閉を行うとともに、可能な限り拠点内の整理整頓を行うこと。

（4）リサイクル意識の向上に関する啓発事業等のアウトリーチ等による実施

仕様書「5. 施設運営業務の基準（3）リサイクル意識の向上に関する啓発事業等の実施 ①啓発事

業の実施」に記載の業務については、アウトリーチ・オンラインなどの方法によって実施し、仕様書規定の回数を達成すること。

(5) 施設及び設備の維持管理に関する業務保守管理業務

仕様書「5. 施設運營業務の基準(6) 施設及び設備の維持管理に関する業務」に記載の業務について、法定点検等必要な保守管理業務と機械警備を中心とした保安警備業務を行うほか、センター利用再開後に利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃・衛生管理業務など休館中に必要な業務を行うこと。

実施にあたっては、工事業者と協議のうえ、工事に支障のないよう配慮すること。

3. 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で、指定管理者の責任及び費用負担で施設を活用し、施設の目的や役割を考慮し、市の承諾を得て、自主事業を実施することができる。休館中に実施する場合は、仕様書「6. 自主事業の提案及び実施に記載する事項」のほか、下記の事項に留意すること。

- 工事実施期間中は、センター敷地内での自主事業は行わないこと。
- アウトリーチやオンラインで実施する場合は、センター利用再開後の利用促進に寄与するものであること。

4. 公の施設目標管理型評価書

工事がある年度にかかる達成すべき要求水準は募集要項別紙5-Aのとおりとする。

5. 令和6年度における電気・蒸気・上下水道の使用

(1) 新田清掃センターからの電気・蒸気の供給

電気については、適正利用の範囲内に限り引き続き使用可能であるが、蒸気については、原則供給を停止するため、業務で必要となる場合は新田清掃センターと対応を協議すること。

(2) 上下水道使用

センター内での工事期間中においても上下水道使用にかかる契約は指定管理者が行い、基本料金及び指定管理者が使用した水量にかかる従量料金を負担すること。ただし、工事で使用した水量にかかる従量料金については工事業者が負担する。

7. その他

この特記仕様書に定めのないものに関しては、仕様書の定めに基づきものとする。

8. 協議

市または指定管理者は必要が生じたときは、双方協議の上、特記仕様書の内容を変更することができる。